

令和3年第1回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和3年1月27日)

召集年月日 令和3年1月27日（水）

召集の場所 総合町民センター第2会議室

開会 令和3年1月27日 午後2時58分

閉会 令和3年1月27日 午後3時45分

出席委員（12名）

1番	松井厚雄	2番	渡邊典子	3番	松尾 豊
4番	桑田一広	5番	塩野鐘吉	6番	菅原節夫
7番	松宮重信（職務代理）	8番	古池洋子	9番	岩崎誠一
10番	早川和夫（会長）	11番	谷口浅雄	13番	瀧下光生

欠席委員（2名）

12番	細川正博	14番	田中久博
-----	------	-----	------

出席事務局

局長	奥 治房	次長	小西 守	書記	藤原昭洋
					早川与志樹
					谷口有利子

提出議案

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について
議案第5号	令和3年農作業標準賃金及び標準料金の決定について
報告第1号	令和2年第12回農業委員会審議案件・農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議の地番及び面積の訂正について

局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和3年第1回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、資料を配布いたしました報告第1号を追加案件とさせていただきますことをご了承ください。また、本日は、12番 細川委員、14番 田中委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案及び追加の報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和3年第1回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、1番 松井委員さんと3番 松尾委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたし

ます。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長

議案第1号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇の〇〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請であります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第1号資料説明)

この農地については、前回の令和2年第12回農業委員会において「空き家に付属した農地」として委員の皆様にご審議いただき、指定された農地でございます。この指定を受けると、空き家を購入する者が当該農地を取得する場合に限り、おおい町農業委員会が空き家に付属する農地の別段面積として設定する下限面積1アールの適用を受けることができます。譲受人は現在農地を所有していないため、この権利を取得できた場合は293㎡の農地を取得することになり、下限面積の条件を満たすこととなります。

また、この適用を受ける場合は当該農地を5年以上耕作することとなっておりますが、その誓約書も3条許可申請書に添付されています。今後の耕作の確認は、この先5年間、農地パトロール等の機会に行う予定としております。また、申請書によりますと、譲受人はハーブやお茶の木を作付けする予定とのことです。

また、許可基準の農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員

はい、議長。

こちらは20日に塩野委員と現地を確認いたしました。

譲受人は当該農地の隣の宅地に居住する予定とのことで、この先の管理は行えると考えます。また、耕作をする誓約書もあり、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第1号 農地
法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可
申請審議については、原案どおり許可するものと決定い
たします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による
農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題
といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第2号は、議案第1号と同じく、〇〇〇在住の〇〇
〇〇〇氏の所有する農地を、〇〇〇の〇〇〇〇氏が、自身
が居住する予定の宅地に設置する駐車場のための車両用通
路とする申請であります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長
(議案第2号資料説明)
譲受人の〇〇氏は、当該農地の西側にあります宅地の住
宅に居住する予定とのことで、住宅の南側に駐車場を設置
し、それに続く車両用通路を整備する申請でございます。
この申請地の農地区分につきましては、中山間地域等に
存在する農地として、第2種農地に該当します。これは、
代替性がなければ転用できるとなっておりますが、駐車場
に続く車両用通路はこの宅地の隣地である、当該農地を使
用することがやむを得ないと認められますので、転用可能

と判断いたします。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員 　　はい、議長。
こちらも20日に塩野委員と現地を確認いたしました。
当該農地には東側に農地がありますが、当該転用案件は土地の造成の予定はないため営農への影響はないものと考えます。また、事務局説明のとおり転用目的のためには当該農地を使用することが必要であると認められ、転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定いたします。

[日程 4・日程 5]

議長 　　日程4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題とします。

この案件は、日程5 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について と併せておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、2議案を一括審議といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長

はい、議長

議案第3号のうち2筆は個人間の利用権設定、17筆は所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

議案第4号は、農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。

詳細は、事務局書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案朗読)

今回の設定のうち、個人間の2筆は令和3年2月1日から令和8年12月31日までの6年間の設定でございます。その他、福井県農地中間機構が借受ける筆については、令和3年3月31日から令和13年3月31日までの10年間の設定となっております。

また、全ての筆について設定状況が新規となっておりますが、これは借受人が中間管理機構になるため、設定上は「新規」となりますが、中には機構を通さず個人間でこれまでも利用権設定を行っていた筆もございます。そのため、実質は「再設定」となるものも含まれております。

この利用権設定につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能など、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

桑田委員

はい、議長。

本案につきましても20日に塩野委員と確認いたしました。

いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

それでは、議案第4号、第5号につきまして、ご意見、

ご質問ございませんか。

松宮委員 個人で利用権を設定する、〇〇さんは法人の代表ではないのか。

藤原書記 〇〇〇〇〇〇の代表です。〇〇〇〇〇〇は法人の登記がないため、利用権を設定する際は組合の代表者である〇〇氏が個人で設定しています。

松宮委員 過去からこのような設定方法なのか。

藤原書記 このような設定を行っています。

議長 他にご意見・ご質問がないようですが、ご異議はございませんか

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については町へ同意することとし、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画については、特段の意見なしと町へ回答することといたします。

[日程 6]

議長 日程6 議案第5号 令和3年農作業標準賃金及び標準料金の決定について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第5号は、毎年おおい町農業委員会として設定しております農作業の標準料金を設定するためのものがございます。この設定金額はあくまでも目安でございますので、それを踏まえてご審議いただきますようお願いいたします。
詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案朗読)

議案第5号は、令和3年のおおい町内における農作業

の標準料金を定めるもので、毎年、福井県農業会議の公表する指針と近隣の市町の動向を参考に定めております。

参考資料として、資料 2 1 ページに令和 2 年のおおい町の標準料金を、2 2 ページは、1 月 2 1 日に福井県農業会議の常設審議委員会で決定されました令和 3 年の標準料金を追加しましたので、本日配布した資料と差し替えていただき、ご覧ください。

資料 2 2 ページのとおり、従来から、本町の標準料金は、県農業会議の示す標準料金を上回る設定がされておりますが、これは、町内の圃場は、団地面積や傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件が不利であることに起因すると思われ

ます。
次に資料 2 0 ページに戻っていただきまして、こちらが本町の令和 3 年農作業標準料金の案となっております。

本町を含め嶺南の各市町の農作業標準料金はほとんどが同程度で設定されていることなどを勘案いたしまして、本町における令和 3 年の農作業標準賃金及び標準料金については、前年と同額といたしました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 「防除」の料金について、2 回で 7 8 0 円は安いのではないか。

局 長 料金を設定しないという方法もあります。また、1 回で 7 8 0 円とする方法もございます。

松井委員 散布する農薬によっても変わるし、設定しなくてもよいのではないか。

谷口委員 委託する人もいる。料金は定めておく方がよいのではないか。

議 長 料金を定めても、実際、委託している人がいるかが不明であるため、今年はず、1 年間様子を見てみてはどうか。

塩野委員 農作業賃金について、8時間勤務だとして、1時間975円であるが、超過で勤務してもらう場合はどのくらいの時給になるのか。

局長 975円の1.2倍くらいとしてはどうでしょうか。

議長 他にご意見・ご質問がないようですが、ご異議はございませんか

(意義なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第5号 令和3年農作業標準賃金及び標準料金については、「防除」の料金については、今年は定めず、来年度、委託の実績を調査し、設定するかしないか、するとしたらいくらか、またドローンによる防除料金の設定の必要性も含めて検討することとし、その他の料金については標準料金の案のとおり決定いたします。

[日程 7]

議長 本日追加されました、日程7 報告第1号 令和2年第12回農業委員会審議案件・農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議の地番及び面積の訂正について を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長
報告第1号は、令和2年第12回農業委員会で審議いただきました農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議の農地の地番及び面積を訂正させていただきますのでご報告いたします。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。
(議案朗読)
本日配布いたしました、報告第1号の資料をご覧ください。先月の令和2年第12回農業委員会でご審議いただきました、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の田の所有権移転について地番と面積を訂正するものです。なお、地番の変更及び面積

の増加についてはいずれも地籍調査の測量結果によるものです。

こちらにつきましては、令和2年12月9日に申請者から申請があり、12月25日に委員会での審議をいただき、同日付けで許可書を発行いたしました。令和3年1月になり、許可を受けた譲受人が登記手続きを行おうとしたところ、令和2年11月16日付けで地籍調査により登記地番及び面積が変更されていることが判明したものです。登記の処理は申請者の申請後になされたものであり、申請時点では地番及び面積等は変更前のものであったことから、申請人に非はなく、また委員会で審議いただきました、譲受人の営農に関する内容や下限面積に影響がある訂正ではないことから、審議の地番及び面積を訂正し、地番等の変更後の許可書を発行させていただくことを報告いたします。

議 長 この件に関し、ご意見・ご質問ございませんか。

松井委員 田の面積が増えているということは、田ではない部分の面積が調査結果で田になったのか。

早川書記 測量結果によるものです。測量技術が向上したことにより正しい面積が判明したということです。

議 長 他にご意見・ご質問がないようですので、これを持ちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和3年第1回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。